

資料編

用語解説

小都市次世代育成支援地域行動計画策定委員会設置規則

小都市次世代育成支援地域行動計画策定委員名簿

小都市次世代育成地域行動計画（後期計画）策定委員会開催状況

用語解説

あ 行		
アンビシャス広場	「地域で遊ぶ子どもの姿を取り戻そう」の合言葉のもと、地域の大人が見守る子ども達の居場所として奨励している事業(福岡県)。放課後や休日、アンビシャス広場へ行くと、いろんな年齢の友達や地域の大人と一緒に遊んだり、学習をしたり、さまざまな経験やふれあいをすることができる。	P66
育児休業制度	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく制度で、労働者が1歳に満たない子どもを養育するために休業を取得できるもの。事業主に申請することにより、子どもが1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得できる(1人の子どもあたり1回に限られる)。	P34
ADHD(注意欠陥多動性障害)	注意を集中・持続することが難しく、多動性や衝動性の行動が現れる状態。全児童の2~5%ほどに見られる。	P49
LD(学習障害)	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。	P49
延長保育事業	保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に保育を実施すること。	P40
か 行		
企業内同和問題研修推進委員会	部落差別をはじめとした、あらゆる差別をなくし、企業の公平な採用選考体制の確立及び企業内同和研修の強化のために組織されている。	P50
休日保育事業	保護者が日曜日や祝日等の休日の勤務などで保育に欠ける児童に対して保育を実施すること。	P41
協働	住民、行政、企業等の複数の主体が、それぞれの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で地域の課題解決等の共通の目的に向け、連携・協力していくこと。	P36
高機能自閉症	他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れをとまなわないもの。	P49

合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとしたときの、平均の子どもの数。人口を維持するためには、2.08前後（人口置換水準）が必要とされている。	P 2
子ども110番の家	犯罪被害等に遭い、または遭いそうになって助けを求めた子どもを保護し、警察への通報等を行うボランティア活動。	P45
さ 行		
次世代育成支援対策推進法	平成15年7月に国会で可決・成立した平成27年までの時限立法。国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に即して、行動計画を策定することとしている。	P 2
児童扶養手当	父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。	P48
情報リテラシー	インターネットの普及により情報が何でも容易に得られるような環境の中で、自分が必要とする情報を的確に収集したり、適切に情報を発信できるようになるなど、情報を適切に扱える能力をいう。	P65
スクールカウンセラー	いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中学校・高校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家。	P62
スクールソーシャルワーカー	学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等とのネットワークを活用して援助を行う専門家。	P64
出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。	P 2

た 行		
地域子育て支援拠点事業	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る「広場型」、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施する「センター型」、民営の児童館内で一定時間、つどいの広場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取り組みを実施する「児童館型」からなる事業。	P22
通常保育事業	保育所（園）は、仕事や病気等のために家庭内の保育ができない場合に限り、保護者に代わって保育することを目的とした施設であり、通常保育とは、通常の開所時間内に保育を実施すること。	P40
トライアル雇用	ハローワークの紹介により、企業に短期間（原則3か月）雇用され、その間に、仕事をするうえで必要な指導や、訓練・研修などを受け、その後の本採用への移行をねらいとする制度。対象労働者を雇い入れた事業主の方に対しては、奨励金が支給される。	P52
な 行		
ニート（NEET）	英語の「Not in Employment, Education or Training」（教育も職業訓練も受けていない無職の人）の略語。	P52
認可保育所（園）	児童福祉法に基づき園庭や教室の面積、給食施設の面積などの設定を満たした保育所（園）は、認可保育所（園）として登録できる。認可保育所（園）は、施設整備に対して一定の公的補助があり、低所得者に配慮して保護者の支払う保育料は年収比率で設定（公立も私立も同額）されている。	P20
は 行		
バリアフリー	建物や交通機関、住宅などを高齢者や障がい者、子どもなどすべての人が利用しやすくなるよう、妨げとなる障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。	P44
ブックスタート	新生児とその親が、一緒に絵本等を読むことにより、親子関係や新生児教育に役立てようとする事業。	P66
保育士	保育所（園）、乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設において、児童の保育に従事する職員のこと。保育士の資格は、厚生労働大臣が指定する養成校・施設を卒業した人、もしくは都道府県が実施する保育士試験に合格した人に与えられる。	P54

母子自立支援員	母子家庭の相談に乗ったり、就労等自立に向けた支援を行う。	P48
病児・病後児保育事業	病気治療中やその回復期にあり、保育所（園）等での集団生活が困難な児童または保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業。	P55
ファミリー・サポート・センター事業	市町村が設立・運営する育児の相互援助活動を行う会員組織。援助を受けたい人と援助を提供できる人がセンターに会員登録し、その間をセンターが調整し、援助を提供する会員の自宅で児童を預かる。	P46
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	小学校に就学している児童であり、その保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊びと生活の場を与えてその健全育成を図る事業。	P41
保健師	保健師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた人のこと。家庭訪問や健康相談室等を中心とする地域保健事業や地区の保健管理、医療機関における保健指導などを行う。	P54
ま 行		
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。青少年の育成においては、流れてくる情報の良し悪しや意図するところを理解し、情報に流されない主体的なあり方が望まれる。	P45
ら 行		
療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもが持つ能力を十分に発揮できるよう援助すること。	P48
わ 行		
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。	P2

小郡市次世代育成支援地域行動計画策定委員会設置規則

平成 21 年 9 月 14 日

規則第 21 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づき小郡市次世代育成支援地域行動計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため、小郡市次世代育成支援地域行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 小郡市次世代育成支援地域行動計画策定に関する事項
- (2) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、11 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種関係団体を代表する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事務が終了するまでとし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、第1回の委員会は、市長が招集する。
- 3 この規則は、小都市次世代育成支援地域行動計画策定完了の日にはその効力を失う。

小郡市次世代育成支援地域行動計画策定委員名簿

敬称略、順不同

氏 名	関 係 機 関
石田 久治	小郡市社会福祉協議会代表
平島 加代子	主任児童委員代表
島田 郁子	小郡三井医師会代表
廣瀬 哲之	小郡市保育所連盟代表
梅崎 満晴	保育所保護者代表
鈴木 圭一	学童保育所代表
西 智子	子育て支援サークル代表
白木 守	小郡市小学校 PTA 連絡協議会代表
柴田 二三香	家庭教育学級代表
大石 英二	幼稚園長代表

委員長

副委員長

小郡市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）策定委員会開催状況

	開催内容	開催年月日
第1回策定委員会	(1) 計画策定の趣旨・位置づけについて (2) 計画策定スケジュールについて (3) 子どもや子育てを取り巻く現状について (4) ニーズ調査結果の報告	平成22年1月14日
第2回策定委員会	(1) 計画の基本的な考え方について (2) 事業取り組み状況の報告 (3) 目標事業量の報告	平成22年2月8日
第3回策定委員会	(1) パブリック・コメントの報告 (2) 計画案について	平成22年3月24日

小郡市次世代育成支援地域行動計画 (後期計画)

発行年月 平成 22 年 3 月

発行 福岡県 小郡市

編集 小郡市 保健福祉部 福祉課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255-1

TEL : 0942-72-2111 / FAX : 0942-73-2555

e-mail : fukushi@city.ogori.fukuoka.jp

ホームページアドレス : <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>